

高知県公報

発行
高知県
高知市丸ノ内
一丁目2番20号
発行日
毎週2回
(火曜日・金曜日)

目次

徳島県及び高知県参議院合同選挙区選挙管理委員会告示	ページ
○参議院徳島県及び高知県選挙区選出議員補欠選挙における選挙長及び選挙長職務代理者の選任	1
○参議院徳島県及び高知県選挙区選出議員補欠選挙における選挙会の場所及び日時の定め	1
○参議院徳島県及び高知県選挙区選出議員補欠選挙における選挙運動に関する支出金額の制限額	1
参議院徳島県及び高知県選挙区選出議員補欠選挙選挙長告示	
○参議院徳島県及び高知県選挙区選出議員補欠選挙における選挙会に立会すべき選挙立会人の届出が10人を超えるとき等のくじを行う日時及び場所の定め	1
参議院徳島県及び高知県選挙区選出議員補欠選挙高知県選挙分会長告示	
○参議院徳島県及び高知県選挙区選出議員補欠選挙の高知県選挙分会における選挙分会長の告示方法	1
○参議院徳島県及び高知県選挙区選出議員補欠選挙における高知県選挙分会に立会すべき選挙立会人の届出が10人を超えるとき等のくじを行う日時及び場所の定め	1
高知県選挙管理委員会告示	
○参議院徳島県及び高知県選挙区選出議員補欠選挙における投票用紙の色の定め	2
○参議院徳島県及び高知県選挙区選出議員補欠選挙の高知県選挙分会長及び高知県選挙分会長職務代理者の選任	2
○参議院徳島県及び高知県選挙区選出議員補欠選挙における選挙分会の日時及び場所の定め	2
○参議院徳島県及び高知県選挙区選出議員補欠選挙において発行する選挙公報の掲載文の掲載の順序を決定するためのくじを行う日時及び場所の定め	2

徳島県及び高知県 参議院合同選挙区 選挙管理委員会告示

徳島県及び高知県参議院合同選挙区選挙管理委員会告示第9号
公職選挙法（昭和25年法律第100号）第75条第3項及び公職選

挙法施行令（昭和25年政令第89号）第80条第1項の規定により、令和5年10月22日執行の参議院徳島県及び高知県選挙区選出議員補欠選挙の選挙長及び選挙長に事故があり、又は選挙長が欠けた場合においてその職務を代理すべき者を次のとおり選任した。

令和5年10月5日
徳島県及び高知県参議院合同選挙区選挙管理委員会委員長
中田 丑五郎

- 1 選挙長
徳島県徳島市 小島 周一郎
- 2 選挙長職務代理者
徳島県徳島市 大野 文哉

徳島県及び高知県参議院合同選挙区選挙管理委員会告示第10号
公職選挙法（昭和25年法律第100号）第78条の規定により、令和5年10月22日執行の参議院徳島県及び高知県選挙区選出議員補欠選挙における選挙会の日時及び場所を次のとおり定めた。

令和5年10月5日
徳島県及び高知県参議院合同選挙区選挙管理委員会委員長
中田 丑五郎

- 1 日時
令和5年10月26日 午後1時
- 2 場所
徳島県徳島市万代町一丁目1番地 徳島県庁 徳島県選挙管理委員会委員室

徳島県及び高知県参議院合同選挙区選挙管理委員会告示第11号
令和5年10月22日執行の参議院徳島県及び高知県選挙区選出議員補欠選挙における公職選挙法（昭和25年法律第100号）第194条第1項及び公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第127条第1項の規定による選挙運動に関する支出金額の制限額は、次のとおりである。

令和5年10月5日
徳島県及び高知県参議院合同選挙区選挙管理委員会委員長
中田 丑五郎

選挙運動に関する支出金額の制限額
39,242,200円

参議院徳島県及び 高知県選挙区選出 議員補欠選挙 選挙長告示

参議院徳島県及び高知県選挙区選出議員補欠選挙選挙長告示第1号

令和5年10月22日執行の参議院徳島県及び高知県選挙区選出議員補欠選挙における選挙会に立会すべき選挙立会人の届出が10人を超えるとき又は同一の政党その他の政治団体に属する候補者の

届出に係る者が3人以上あるときにおいて、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第76条において読み替えて準用する同法第62条第2項、第4項又は第5項の規定によるくじを行う日時及び場所を次のとおり定めた。

令和5年10月5日
参議院徳島県及び高知県選挙区選出議員補欠選挙選挙長
小島 周一郎

- 1 日時
令和5年10月20日 午前10時30分
- 2 場所
徳島県徳島市万代町一丁目1番地 徳島県庁 徳島県選挙管理委員会委員室

参議院徳島県及び 高知県選挙区選出 議員補欠選挙高知 県選挙分会長告示

参議院徳島県及び高知県選挙区選出議員補欠選挙高知県選挙分会長告示第1号

令和5年10月22日執行の参議院徳島県及び高知県選挙区選出議員補欠選挙の高知県選挙分会における参議院徳島県及び高知県選挙区選出議員補欠選挙高知県選挙分会長の告示は、高知県公報に登載して行うものとする。ただし、急を要するときは、高知市丸ノ内一丁目2番20号高知県庁前の掲示場に掲示して行うものとする。

令和5年10月5日
参議院徳島県及び高知県選挙区選出議員補欠選挙高知県選挙分会長
土居 秀喜

参議院徳島県及び高知県選挙区選出議員補欠選挙高知県選挙分会長告示第2号

令和5年10月22日執行の参議院徳島県及び高知県選挙区選出議員補欠選挙における高知県選挙分会に立会すべき選挙立会人の届出が10人を超えるときにおいて、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第76条において読み替えて準用する同法第62条第2項の規定によるくじを行う日時及び場所を次のとおり定めた。

令和5年10月5日
参議院徳島県及び高知県選挙区選出議員補欠選挙高知県選挙分会長
土居 秀喜

- 1 日時
令和5年10月19日 午後5時30分
- 2 場所
高知市丸ノ内一丁目2番20号 高知県庁3階 高知県選挙管理委員会室

選挙管理委員会告示

高知県選挙管理委員会告示第91号

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第45条第2項の規定により、令和5年10月22日執行の参議院徳島県及び高知県選挙区選出議員補欠選挙における投票用紙の色を次のとおり定めた。

令和5年10月5日

高知県選挙管理委員会委員長 土居 秀喜

投票用紙の色

薄い黄色の紙に黒色のインクで印刷したもの

高知県選挙管理委員会告示第92号

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第75条第3項及び公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第80条第1項の規定により、令和5年10月22日執行の参議院徳島県及び高知県選挙区選出議員補欠選挙の高知県選挙分会長及び高知県選挙分会長に事故があり、又は高知県選挙分会長が欠けた場合においてその職務を代理すべき者を次のとおり選任した。

令和5年10月5日

高知県選挙管理委員会委員長 土居 秀喜

- 1 高知県選挙分会長
高知市 土居 秀喜
- 2 高知県選挙分会長職務代理者
香南市 吉本 亜由

高知県選挙管理委員会告示第93号

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第77条第2項の規定により、令和5年10月22日執行の参議院徳島県及び高知県選挙区選出議員補欠選挙における選挙分会の日時及び場所を次のとおり定めた。

令和5年10月5日

高知県選挙管理委員会委員長 土居 秀喜

- 1 日時
令和5年10月25日 午後2時
- 2 場所
高知市丸ノ内一丁目2番20号 高知県庁1階 高知県庁正庁ホール

高知県選挙管理委員会告示第94号

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第169条第6項の規定により、令和5年10月22日執行の参議院徳島県及び高知県選挙区選出議員補欠選挙において発行する選挙公報の掲載文の掲載の順序を決定するためのくじを行う日時及び場所を次のとおり定めた。

令和5年10月5日

高知県選挙管理委員会委員長 土居 秀喜

- 1 日時
令和5年10月6日 午後5時30分

- 2 場所
高知市丸ノ内一丁目2番20号 高知県庁3階 高知県選挙管理委員会室